

事業名	【継続】 火葬場設備更新事業				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1,100万0			1,100万0		
事業期間	平成26年度～			総事業費	

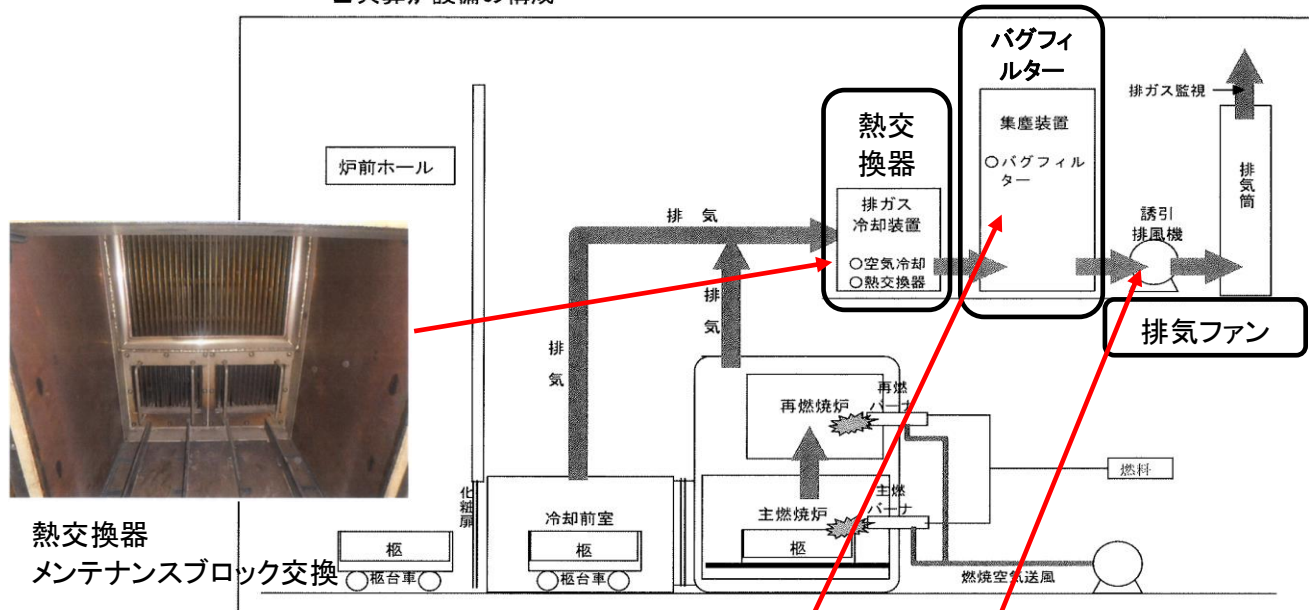
【事業目的】

しまばら斎場は平成17年の供用開始から15年が経過し、経年劣化に伴う設備の更新が必要となるため、劣化状況を見ながら計画的に設備の更新を行います。

【事業概要】

火葬炉は、耐火煉瓦を主材料にして耐火断熱煉瓦、セラミックファイバー、不定耐火物で構築されています。火葬時は800度以上の高温にさらされ、収骨時は平温に冷却され、高温と平温をほぼ毎日繰り返すため、急激な熱膨張と収縮により損耗が激しいため、計画的な更新が必要となります。令和3年度は、排気設備の更新を行います。

■ 火葬炉設備の構成

熱交換器
メンテナンスブロック交換

バグフィルターろ布取替



排気ファンオーバーホール

バグフィルターろ布外観

科目	4 款	1 項	3 目	目 名 称	火葬場・墓地管理費	環境課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	熱交換器の交換を26～28年度で行った、31年度に1号炉の耐火物の全面積み替えを行った。			排気系（排気ファンオーバーホール、バグフィルターろ布取替、熱交換器メンテナンスブロック交換）の更新を行う。		2号炉、3号炉の耐火物全面積み替え、動力盤、炉操作盤の更新などを行う。

事業名	【継続】				
	予防接種事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1億5,259万6	211万7	323万6		1,456万4	1億3,267万9
事業期間	昭和23年度～			総事業費	

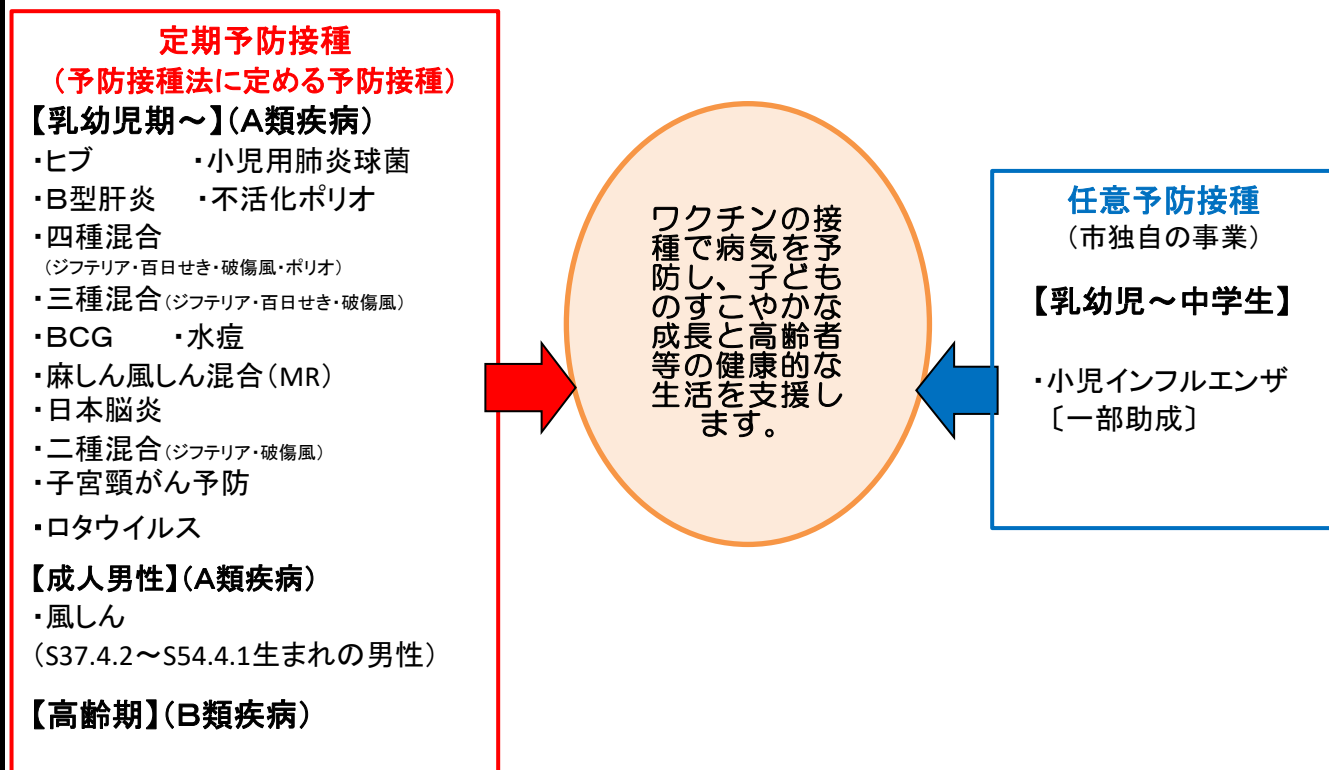
【事業目的】

乳幼児や高齢者がかかる病気で最も多いのが感染症です。予防接種法に基づき予防接種を行うことで、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防します。

【事業概要】

予防接種の意義や接種間隔等を個人通知等で対象者に周知し実施します。

- ・定期予防接種A類疾病は無料、B類疾病は接種費用の一部を助成
- ・小児インフルエンザ予防接種の一部助成を実施
- ・令和元年度より成人男性を対象に風しんの定期接種を実施
- ・令和2年10月よりロタウイルス予防接種が定期接種化



科目	4 款	1 項	4 目	目名称	健康対策費	保険健康課 (保健センター)
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	・ロタウイルス定期接種化 ・小児インフルエンザの対象者拡充 (中学生まで)			引き続き実施予定		引き続き実施予定

事業名	【継続】 救急医療対策在宅当番医制事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
522万5				522万5	
事業期間	昭和60年度～			総事業費	

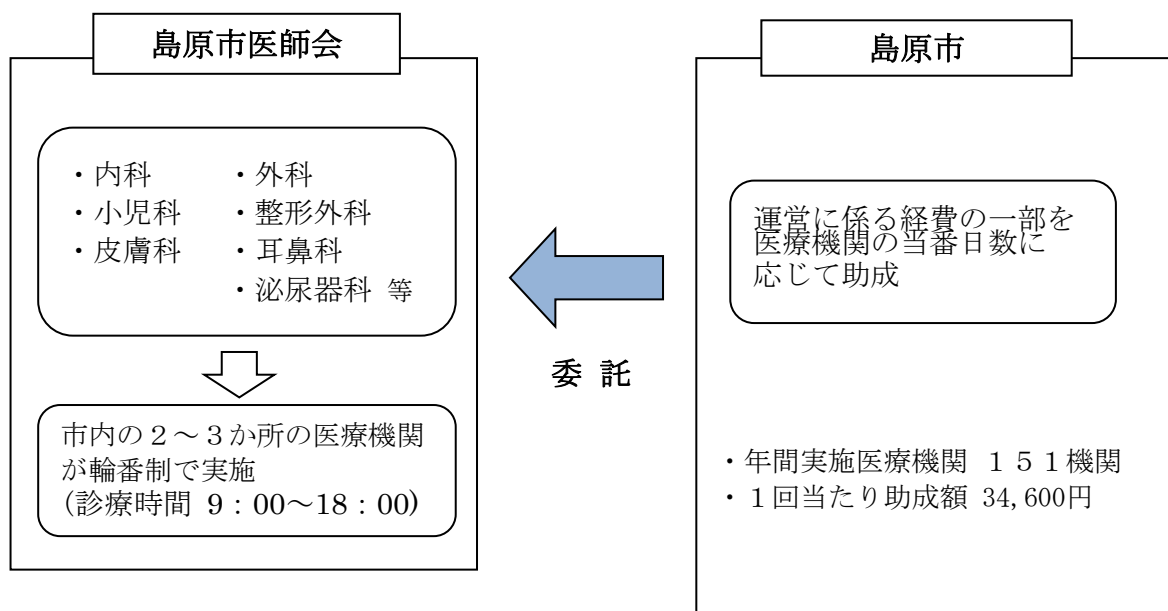
【事業目的】

市民の安心確保と健康保持を図るため、島原市医師会の協力を得て、日曜、祝日、年末年始における初期救急患者の医療について、医療機関の輪番制により外来診療を行います。

【事業概要】

各医療機関の当番日の調整及び実施を一般社団法人島原市医師会に委託し、運営にかかる経費の一部を助成します。

(1 実施医療機関につき、1 日あたり34,600円)



科目	4 款	1 項	4 目	目名称	健康対策費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 小児の休日診療事業					
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)					
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
2,285万9				2,285万9		
事業期間	平成23年度～			総事業費		
【事業目的】 長崎大学から小児科専門医の派遣を受けて島原病院内で「小児の休日診療事業（土曜日午後6時～日曜日午後5時）」を行うことで、島原半島地域における小児医療の充実を図るとともに、小児医療機関の減少や高齢化が進み疲弊が懸念される地元小児科医の負担を軽減します。						
【事業概要】 《事業主体》 島原市、雲仙市、南島原市、島原市医師会、南高医師会が共同で実施（運営は島原市医師会に委託） 平成23年度～27年度 長崎県地域医療再生基金を活用（県補助10／10） ・平成27年度で基金事業終了。他の補助事業活用を模索するも、該当制度なし。 平成28年度～ 一般財源で対応 ・半島三市で過去3年間の受診者割合に応じて負担し、他の二市から負担金を受け入れる。						
科目	4 款	1 項	4 目	目名称	健康対策費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 長崎県病院企業団運営事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
7,182万7					7,182万7
事業期間	平成21年度～			総事業費	

【事業目的】

長崎県病院企業団は、地域の継続的かつ安定的な医療確保のため、長崎県と関係5市1町が地方公営企業法を全部適用した一部事務組合（企業団）として平成21年4月1日に設立、平成27年4月1日から壱岐市が新たに加入し、各地域における基幹病院等の運営を行っています。

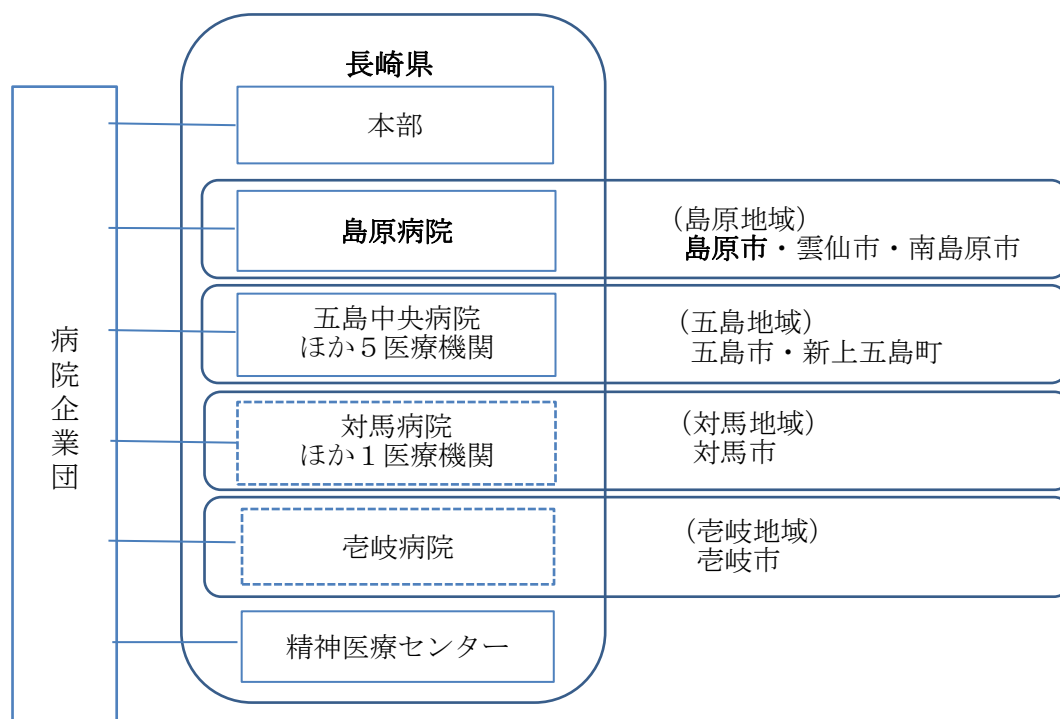
企業団による効率的な運営により、医師の確保をはじめ各地域の医療機能の維持・充実と経営基盤の強化を図ります。

【事業概要】

長崎県島原病院の運営にかかる経費を長崎県と島原半島三市で、長崎県病院企業団本部の運営経費を長崎県と構成市町で負担します。

負担割合は、長崎県病院企業団構成団体負担要綱に基づき算出されます。

(県1/2、半島三市1/2)



科目	4 款	1 項	4 目	目名称	健康対策費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 歯科休日診療当番医制補助金				
当初予算額	財 源 内 訳				(単位：千円)
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
27万0					27万0
事業期間	平成22年度～			総事業費	

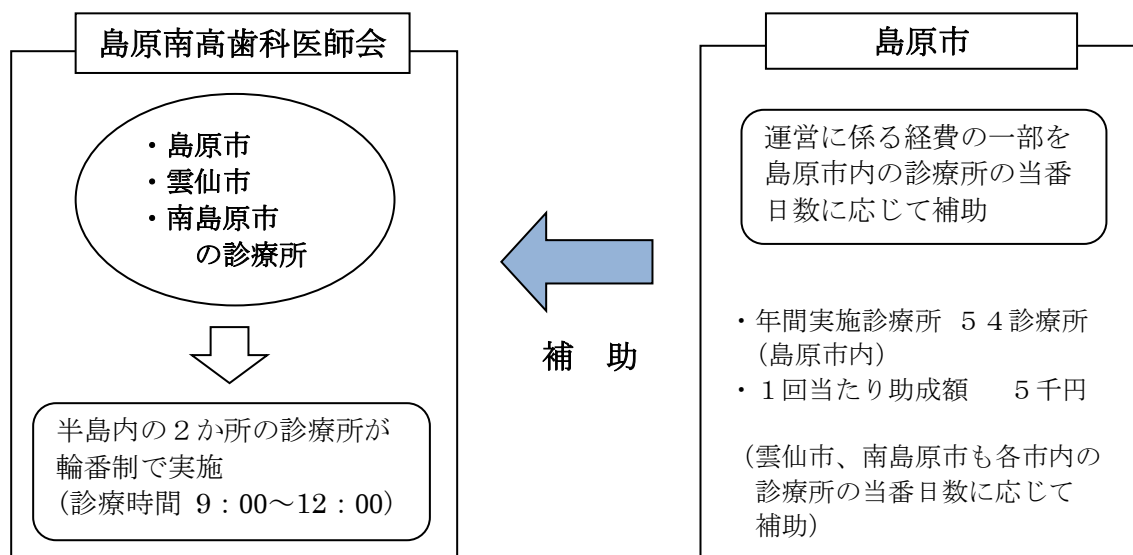
【事業目的】

日曜、祝日、年末年始における急な口腔疾患や傷病に対し、安心して適切な医療を受けられるよう、島原南高歯科医師会が実施している輪番制による休日診療制度について、運営に必要な経費の一部を補助します。

【事業概要】

《事業主体》 島原市（雲仙市、南島原市でも実施）

- ・島原半島内の2か所の診療所が輪番制で休日診療を実施し、運営にかかる経費の一部を、島原市内の診療所の当番日数に応じて補助します。
(補助単価：1実施診療所につき、1日あたり5千円)
(当番診療所が雲仙市、南島原市の場合は、島原市と同一内容で各市が補助)



科目	4 款	1 項	4 目	目名称	健康対策費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 病院群輪番制病院運営事業費補助金				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1,550万9				1,033万3	517万6
事業期間	昭和53年度～			総事業費	

【事業目的】

休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療について、島原半島内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により初期救急医療施設からの転送患者や救急搬送患者の受け入れを行い、市民の安心確保と健康保持を図ります。

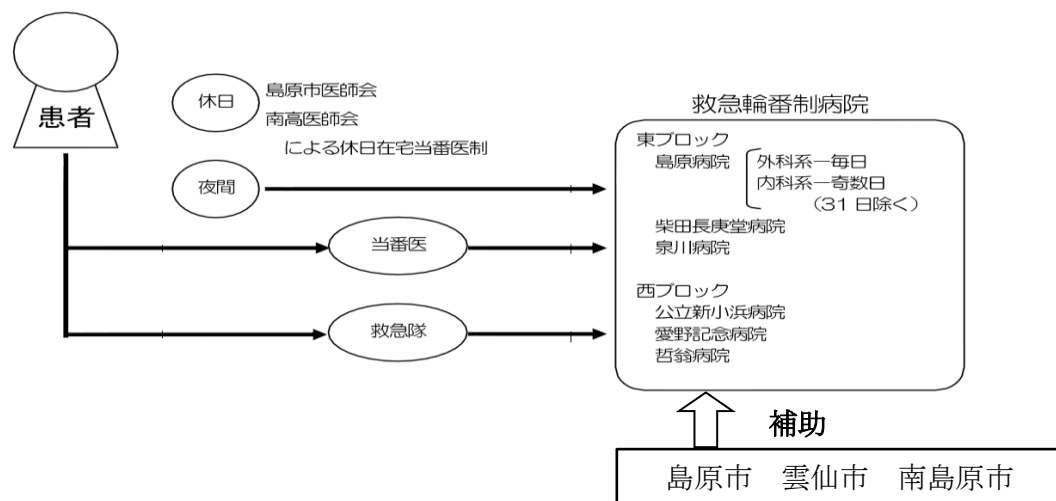
【事業概要】

- ・実施医療機関は6機関
東ブロック（島原病院、柴田長庚堂病院、泉川病院）
西ブロック（愛野記念病院、公立新小浜病院、哲翁病院）
- ・島原病院を除く5医療機関の輪番制運営にかかる経費の一部について、医療機関の当番日数に応じて三市で補助します。

※ 補助単価：71,040円×0.3333×実施日数

※ 三市の負担割合：均等割30%、人口割70%

- ・三市は2年ずつ輪番で事務局を受け持ち、事務局となった市が他の二市から負担金を受け入れ、医療機関へ補助金として支出します。
令和2年度、3年度は島原市が事務局となります。



科目	4 款	1 項	4 目	目 名 称	健康対策費	福祉課
	前 年 度 まで			今 年 度		来 年 度 以 降
事業計画	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 島原地域小児医療研究室寄附金				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
569万0				569万0	
事業期間	平成26年度～			総事業費	

【事業目的】

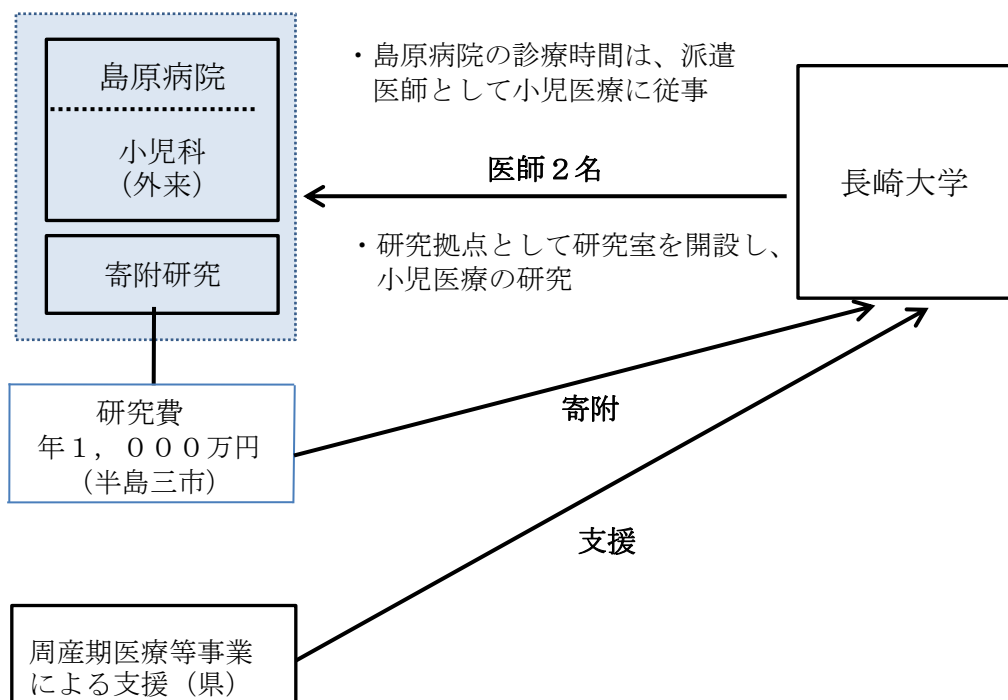
長崎県及び島原半島三市の寄附により、平成26年4月に長崎大学が島原病院を研究拠点として「島原地域小児医療研究室」を開設し、研究に従事する2名の小児科専門医が島原病院の小児科診療に従事することにより小児科が再開されました。

引き続き寄附を行い、安定した小児医療提供体制の確保を図ります。

また、小児医療の研究・教育活動が行われることにより、小児医療の向上が図られます。

【事業概要】

長崎大学と長崎医療センターから各1名、計2名の小児科医師を島原病院に配置し、島原地域の小児医療の研究・教育活動を行うとともに、島原病院の小児科での診療を行います。



科目	4 款	1 項	4 目	目 名 称	健康対策費	福祉課
事業計画	前 年 度 ま で			今 年 度		来 年 度 以 降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】健康増進事業				
	財源内訳 (単位：千円)				
当初予算額	国費	県費	地方債	その他	一般財源
1,319万2		57万3		246万1	1,015万8
事業期間	平成20年度～			総事業費	

【事業目的】

市民の健康増進を目指して、健康づくりの講座や健康相談を実施するとともに、健康づくりを推進する団体の育成支援を行います。

また、関係団体等との連携により地域ぐるみで市民の健康づくりを推進します。

【事業概要】

■生活習慣病予防、
介護予防、
家族介護の支援
訪問指導
(保健師、栄養士)



■健康づくりを推進する
団体の育成支援
ウォーキングサークル
スクエアステップサークル



■健康管理や健診等の
記録のために
健康手帳の交付

健康づくり
生活習慣病予防

■健康に関する知識の普及
健康教室
運動教室
栄養教室



■心身の健康に関する相談、病気の予防
健康相談
保健師、栄養士による健康相談
(血圧測定・尿検査・健診結果説明など)
骨粗鬆症予防栄養相談
栄養士による食事指導
成人歯科相談
歯科衛生士によるお口の健康相談

科目	4 款	1 項	4 目	目名称	健康対策費	保険健康課 (保健センター)
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 人間ドック・脳ドック事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1,888万6				1,815万4	73万2
事業期間	平成11年度～			総事業費	

【事業目的】

人間ドック及び脳ドック健診を実施することにより、健康状態のチェックを行い、生活習慣病を始めとする病気や異常の早期発見・早期治療につなげます。

【事業概要】

《対象者》 40歳以上の住民

人間ドック

●市内人間ドック＜市内指定10医療機関で受診＞

【実施時期】6月～3月 【自己負担金】あり

◇半日コース【定員】40人

健診項目(問診、身長・体重・腹囲・視力・聴力・血圧測定、内科的診察、血液検査、便潜血検査、尿検査、胸部エックス線検査、心電図、骨粗鬆症検査、結果生活指導、医師の判断による選択検査として肝炎ウイルス関連検査、腫瘍マーカー検査)

◇1日コース【定員】170人

健診項目(半日コース+腹部超音波検査、
胃部エックス線検査または胃内視鏡検査)

●市外人間ドック＜市外指定3医療機関で受診＞

【募集時期】5月 【定員】300人
【自己負担金】あり

◇日帰りコース

◇1泊2日コース

※各医療機関で健診項目・オプション・自己負担額が異なります

脳ドック

●市内指定4医療機関

【募集時期】5月
【定員】320人
【自己負担金】あり

●標準検査項目

・診察・身体測定・血圧・脈拍
・脳MRI・MRA検査及び
頸部MRA検査
・循環器系検査(心電図)
・腎機能検査(検尿)
・血液検査

※医療機関によってはオプションあり



生活習慣病を始めとする病気や異常を早期発見し、健康をチェックすることで、生活の改善に努めます

脳卒中は、死因や寝たきりの原因の上位を占め、認知症の原因ともなっているため、脳ドック受診により脳疾患の予防に努めます

科目	4 款	1 項	4 目	目 名 称	健康対策費	保険健康課 (保健センター)
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ ※すべてのドック自己負担金を3.5割から4割とした。 ※市外人間ドック定員を315人から300人とした		上記事業概要と同じ

事業名	【継続】 検診事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
9,492万5	71万9	152万5		2	9,267万9
事業期間	昭和58年度～			総事業費	

【事業目的・事業概要】

各種がん検診等を実施することにより、がん等疾患の早期発見・早期治療につなげ、また、がんの予防に関する知識の普及・啓発を行うことにより、市民の健康増進を図ります。市内に住所を有する下記の対象者に年度に1回、各種がん検診を助成します。

※満70歳以上・後期高齢者医療被保険者・市民税非課税世帯・生活保護世帯は自己負担金無料。
(保険証や証明書等が必要)



検診等の種類	対象者	受診方法・時期	自己負担金
結核・肺がん検診	40歳以上	集団検診(6・7月、11月、2月)	無料
		個別検診(8～11月)	600円
胃がん検診	40歳以上	集団検診(10月・2月)	600円
		個別検診(5月～3月)	1,200円
大腸がん検診	40歳以上	個別検診(6月～3月)	600円
子宮がん検診	20歳以上の女性	集団検診(8月、2月)	500円
		個別検診(4月～3月)	頸部800円 頸体部1,100円
乳がん検診	40歳以上の女性	集団検診(8月、2月)	600円
	30歳以上の女性	個別検診(4月～3月)	600円
骨粗鬆症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	集団検診(8月、2月)	400円
肝炎ウイルス検査	40歳以上(未受診者のみ)	集団・個別健診(特定健診と同時実施)	無料
前立腺腫瘍マーカー(PSA)検査	40歳以上	集団・個別健診(特定健診と同時実施)	無料
健康診査	40歳以上生活保護者	集団・個別健診(特定健診と同時実施)	無料



がんの早期発見・早期治療及び受診率向上を目指す

1. 個別の受診勧奨・再勧奨

子宮・乳・胃・肺・大腸がん検診について郵送や電話などによる個別の受診勧奨・再勧奨を行います。

2. 子宮がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

初年度の受診対象者(子宮頸がん:20歳、乳がん:40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配布します。

3. 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮・乳・胃・肺・大腸がん検診の精密検査未受診者に対して郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行います。



がん検診
めざせ受診率50%超

科目	4 款	1 項	4 目	目名称	健康対策費	保険健康課(保健センター)
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	・上記概要にて検診を実施 ・平成28年度から検診委託料は自己負担金を差引いた額とした ・令和元年度から結核・肺がん検診の個別検診を実施した ・令和2年度から大腸がん検診委託料は、採便容器代を含まない額とした			・上記概要にて検診を実施 ・自己負担額を増額		引続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書
165P

事業名	【継続】 介護予防事業（地域支援事業）					
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)					
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
615万2				615万2		
事業期間	平成18年度～			総事業費		
【事業目的】 住み慣れた地域でいきいきと元気に生活することができるよう、65歳以上の市民を対象に、健康教育や健康相談を実施し、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防活動を支援します。						
【事業概要】 ■早期に必要な支援へつなげるために うつ・閉じこもり予防事業 介護が必要になる前に、75歳の方の自宅を訪問し、うつや閉じこもりのチェックを行い、必要な支援へつなげます ■寝たきりを予防するために 転倒予防教室 転倒予防体操の実践 体力測定・健康講話 自主活動の支援 元気かいの支援 体力測定の実施 転倒予防体操紹介 ■病気の予防のために 健康相談 保健師による健康相談 栄養士による食事指導 血圧測定、尿検査など 健康教育講座（出前講座） 公民館事業（高齢者学級）に医師を派遣し健康講話を実施 ■認知症を予防するために 認知症予防教室 認知症予防の講話 脳の活性化トレーニング ■お口の健康のために 成人歯科相談 歯科衛生士による相談 ブラッシング指導 ■地域の人と交流し 閉じこもりを予防するために 高齢者ふれあいサロン 各地区のサロンへ講師を派遣し健康講話や健康相談を実施 あかね会（独居高齢者会食会） 血圧測定と健康講話  高齢者が輝くまち 目標：健康寿命の延伸 生活の質の向上						
科目	4 款	1 項	4 目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			引き続き実施予定		引き続き実施予定

事業名	【継続】 歯科保健事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
277万2					277万2
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

生涯を通して、各歯科健康診査、歯科相談、フッ素塗布事業等を実施し、歯・口腔の健康づくり、むし歯・歯周病予防対策を推進します。

【事業概要】

令和2年度まで	令和3年度から
	(新) 妊産婦歯科健診 (島原南高歯科医師会へ委託) 対象者：妊婦及び産婦 (各1回ずつ) 内 容：歯科医院での歯科健診
フッ素塗布事業	(変更) フッ素塗布事業 (島原南高歯科医師会へ委託) 対象者：満1歳～満3歳児 内 容：歯科医院でのフッ素塗布
1歳児親子歯科健診 1歳6か月児健診 3歳児健診 5歳児健診	(変更) 幼児の歯科健診事業 対象：1歳6か月児、3歳児健診 内容：歯科専門職による歯科健診、フッ素塗布等 (集団)
フッ化物洗口推進事業	(継続) フッ化物洗口推進事業 対象者：保育所・認定こども園に通う年中児・年長児 内 容：保育所・認定こども園においてフッ化物洗口の実施
成人歯科相談	(継続) 成人歯科相談 対象者：20歳以上の市民 内 容：歯科衛生士による歯と口腔内の個別相談



科目	4 款	1 項	4 目	目名称	健康対策費	保険健康課 (保健センター)
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要 (令和2年度まで) の通り			(新) 妊産婦歯科健診事業 (変更) フッ素塗布事業 1歳児親子歯科健診、5歳児 (歯科) 健診を終了		引き続き実施予定

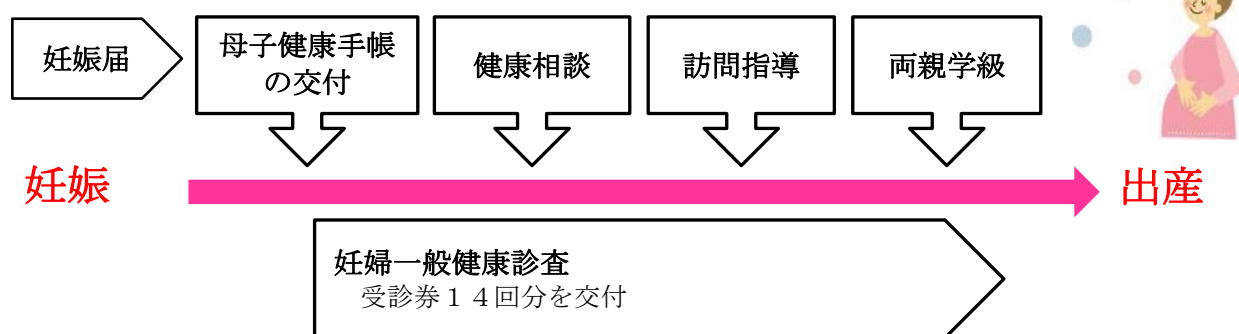
事業名	【継続・人口減少対策】 母子保健事業				
	財源内訳 (単位：千円)				
当初予算額	国費	県費	地方債	その他	一般財源
4,220万7				3,500万0	720万7
事業期間	昭和40年～			総事業費	

【事業目的】

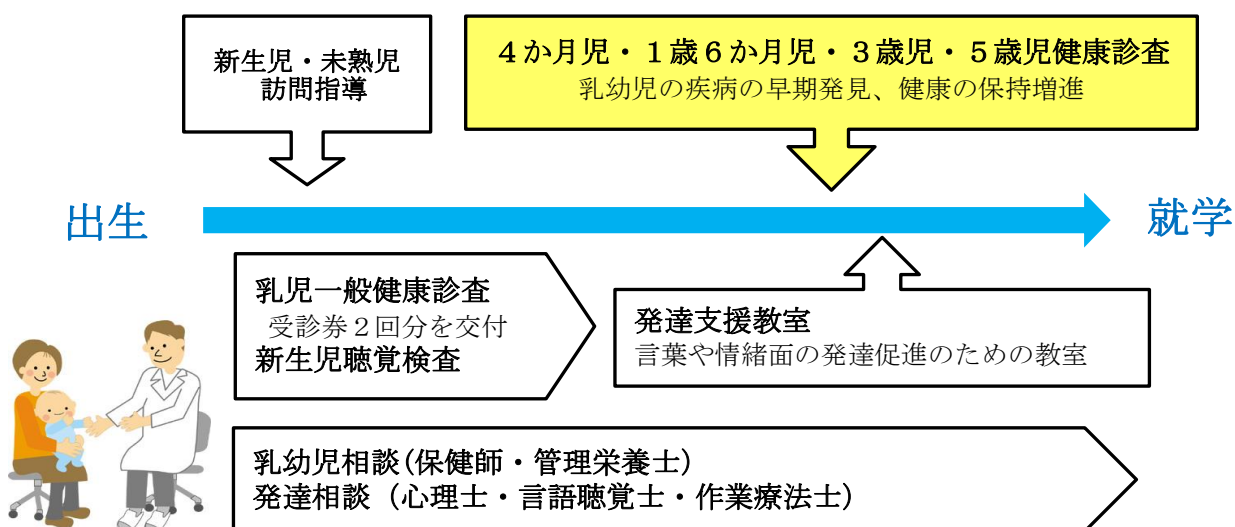
安心して妊娠、出産を迎えられるよう支援するとともに乳幼児の健康の保持増進を図るため、母子保健法及び発達障害者支援法などにに基づき各種の母子保健事業を推進します。

【事業概要】

●妊娠期 安心して妊娠、出産を迎えられるよう支援します



●乳幼児期 乳幼児の疾病の早期発見、健康の保持増進を図りま



科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続・人口減少対策】 いきいき健康ポイント事業				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
87万3				19万6	67万7
事業期間	平成27年度～			総事業費	

【事業目的】

健康づくりに自ら取り組む意識を促すことで健康づくりの習慣化を図り、生活習慣病等を予防するとともに知識の普及・啓発を図ります。

【事業概要】

20歳以上の市民を対象として、希望者にポイントカードを配付し、特定健診・がん検診等の受診、健康教室等への参加、市が推奨する自己目標メニューの実践等の取り組みに対しポイントを付与し、ポイントカード提出時に50ポイント以上を達成した人へ参加賞を進呈します。

また、抽選で島原スペシャルクオリティ (SQ) 商品を贈呈します。

島原市
令和2年度
いきいき健康ポイントカード

健康づくりや健診(検診)受診でポイントをためよう！
応募と引換に参加賞を進呈します。
また、応募者の中から抽選で島原特産品を贈呈します。

応募資格など ※応募は一人1回
●20歳以上の市民(令和3年3月31日までに到達する方)
●健康づくりを実践し50ポイント以上集めた方
●健診やがん検診などは1つ以上の受診が必須です

ポイントためる期間 5月1日(金)～11月30日(月)

応募期限 12月18日(金)まで

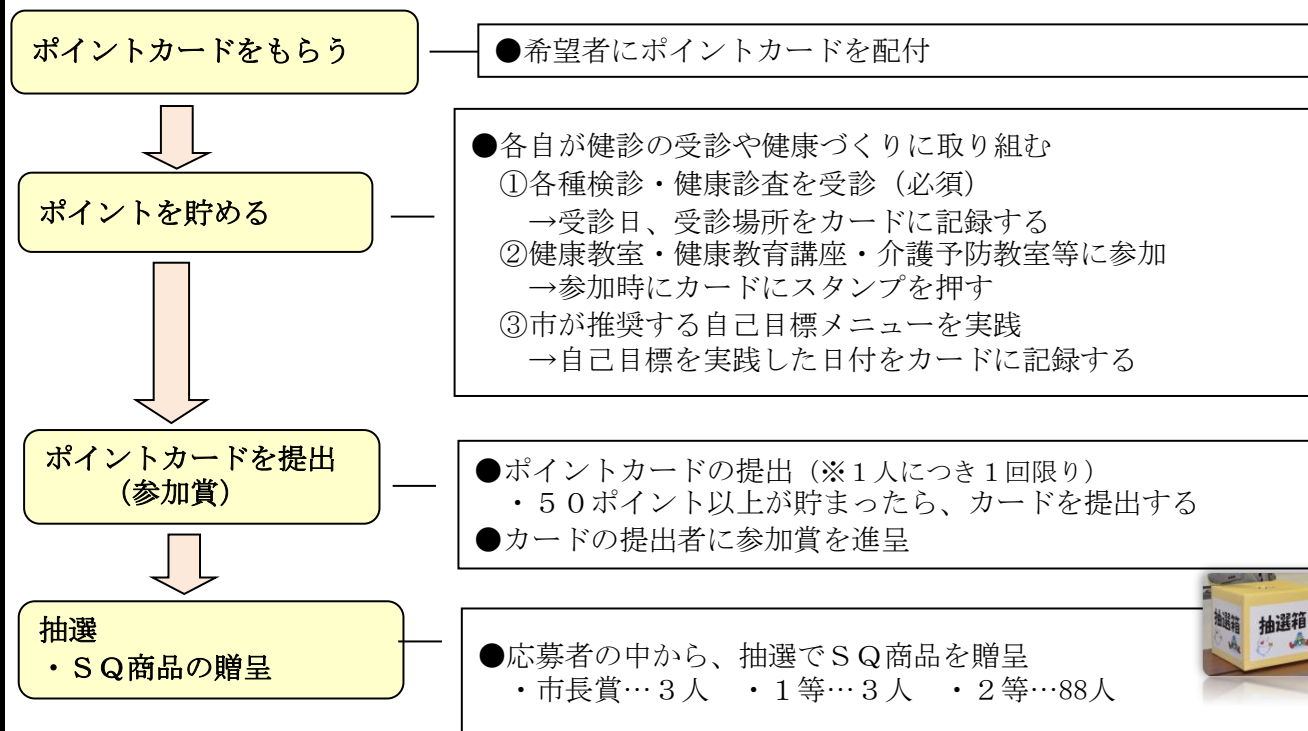
ポイント提出場所 島原市保健センター
有明保健センター
市役所(保健健康課)
各地区公民館

抽選について
●1月に実施します
※当選者には通知でお知らせいたします

氏名: _____

※氏名は必ず記入しましょう

ポイント事業の流れ



科目	4 款	1 項	4 目	目 名 称	健康対策費	保険健康課 (保健センター)
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続・人口減少対策】 特定不妊治療費助成事業				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
390万8				390万8	
事業期間	平成27年度～			総事業費	

【事業目的】

不妊治療を受ける者の経済的負担の軽減を図ることで、子どもを望む夫婦の不妊治療を支援します。

【事業概要】

妊娠女性の高齢化による妊娠率の低下、不妊治療経験者の増加

<不妊の頻度>

25歳～30歳：8.9% 30～34歳：14.6% 35～39歳：21.9% 40～49歳：28.9%

30歳から不妊症が増加。（女性の平均初婚年齢：29.4歳、第1子の母の平均年齢：30.7歳）

<不妊治療経験率>

平成22年 16.4% → 平成27年 18.2%

不妊治療開始

【対象年齢】 43歳未満（初めて助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢）

【対象条件】 法律上の婚姻をしている夫婦で、①～⑤の要件をすべて満たす人

①夫または妻のどちらかが市内に住所を有し、かつ在住している人

②長崎県が実施する特定不妊治療費助成金の交付を受けている人

③前年の夫婦の所得の合計が730万円未満の人

④市税等を完納している人

⑤他の市町村で実施している同様な事業の助成を受けていない人

【助成回数】 40歳未満・・・43歳になるまでに通算6回まで

40歳以上43歳未満・・・43歳になるまでに通算3回まで

申請

【助成金交付】

特定不妊治療費から県助成金を差し引いた額で、1回あたり10万円を上限



科目	4 款	1 項	4 目	目 名 称	健康対策費	保険健康課（保健センター）
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	令和2年度より上限額を10万円に増額し、助成開始。			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名		【継続・人口減少対策】 不育治療費助成事業				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
30万3					30万3	
事業期間		平成27年度～			総事業費	

【事業目的】
不育治療を受ける者の経済的負担の軽減を図ることで、子どもを望む夫婦の不育治療を支援します。

【事業概要】

妊娠女性の高齢化による流産率の増加
流産は、妊娠の10～20%の頻度で生じ、加齢とともに増加する。

- ・流産率 30歳頃までは約10%、40歳代では50%
- ・反復流産（流産を2回以上繰り返す）4.2%
- ・習慣流産（流産を3回以上繰り返す）0.9%
- ・夫婦全体の3.0%は、流死産を2回以上経験している



不育症と診断 治療開始

【対象者】
法律上の婚姻をしている夫婦で、①～⑤の要件をすべて満たす人

- ①夫または妻のどちらかが市内に住所を有し、かつ在住している人
- ②不育症と診断されている人
- ③前年の夫婦の所得の合計が730万円未満の人
- ④市税等を完納している人
- ⑤他の市町村で実施している同様な事業の助成を受けていない人

【助成となる経費】

- ・県内の医療機関で実施する不育治療にかかる経費。
保険適用外の経費に限らず、保険対象の自己負担についても助成の対象。
- ・第1子に限らず、第2子以降の妊娠にも適用

申 請

【助成金交付】
1つの妊娠にかかる治療に対し、10万円を限度
(年間2回を限度とし、3年間)

科 目	4 款	1 項	4 目	目 名 称	健康対策費	保険健康課（保健センター）
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	平成27年度より新規事業 上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続・人口減少対策】 産後ケア事業				
	財源内訳 (単位：千円)				
当初予算額	国費	県費	地方債	その他	一般財源
442万6	221万3				221万3
事業期間	平成30年度～			総事業費	

【事業目的】

退院後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行い、母体の体力の回復及び母体ケア並びに乳児ケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施します。

【事業概要】

＜対象者＞ ・産後4か月未満の母子

- ・産後に心身の不調又は育児不安等がある者
- ・その他特に支援が必要と認められる者

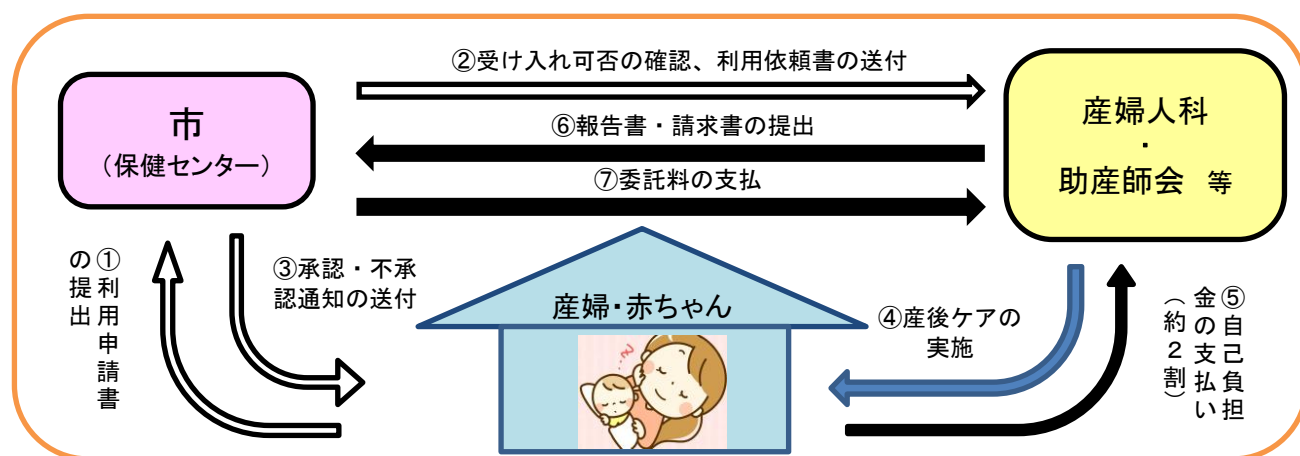
＜実施方法＞ 産婦人科医院、助産師会等に委託して実施

- ・宿泊型：宿泊により、産婦人科医院等でケアを行う。
- ・デイサービス型：日中、産婦人科医院等でケアを行う。
- ・アウトリーチ（訪問）型：助産師等が自宅を訪問してケアを行う。

＜自己負担金＞ 約2割

＜ケアの内容＞

- ①母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導
- ②母親の心理的ケア
- ③適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）
- ④育児の手技についての具体的な指導及び相談
- ⑤生活の相談、支援



安心して子育てができる支援体制の確立を目指す

科目	4 款	1 項	4 目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【新規】 子育て世代包括支援センター				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
457万0	173万4	109万5			174万1
事業期間	令和3年度～			総事業費	

設置場所：島原市保健センター内（子育て支援室を活用、一部保健センター執務室）

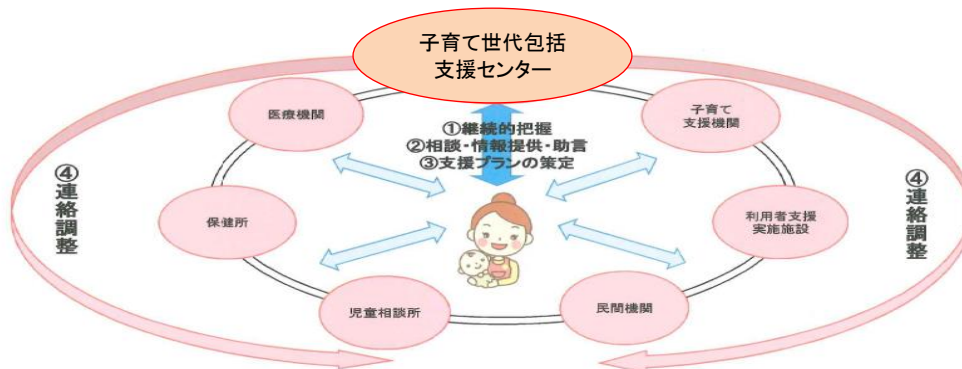
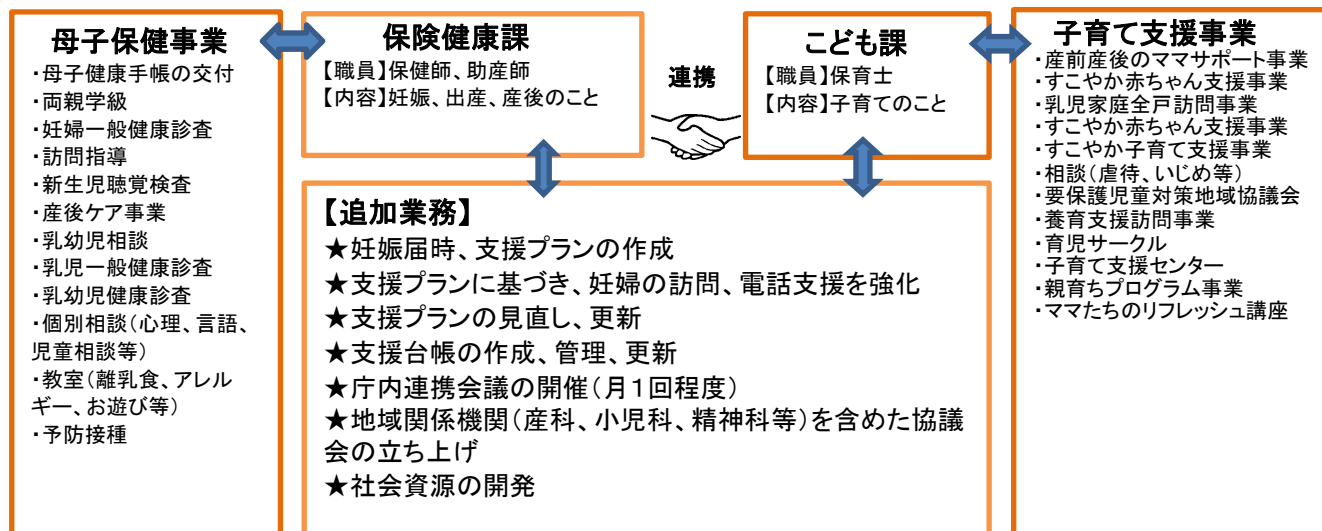
準備時期：令和3年4月～9月

設置時期：令和3年10月

目的：妊産婦、乳幼児等の実情を継続的、包括的に把握し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整等により、切れ目のない支援を提供する体制を構築する。

また、個別の支援プランを作成し、母子保健事業と子育て支援事業との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行う。

●保険健康課とこども課が連携して子育てをサポートします



科目	4 款	1 項	4 目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
				新規事業開始		引き続き実施予定

事業名		【継続】 塵芥処理事業				
当初予算額		財源内訳 (単位：千円)				
		国費	県費	地方債	その他	一般財源
10億2,425万6					4,475万3	9億7,950万3
事業期間					総事業費	
【事業目的】 一般家庭から排出される可燃ごみ、資源ごみ及び不燃ごみの収集と適正な処理を図るとともに再資源化を推進します。						
【事業概要】						
収集等						
・可燃ごみ 週2回収集、民間への業務委託（車両4台貸与）						
・資源・不燃ごみ 月2回収集、職員5人、会計年度任用職員15人、収集車両13台						
経費 1億7,549万6千円						
可燃ごみ		不燃ごみ		資源ごみ 〔ビン、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、古紙類〕		
↓		↓		↓		
【中継（圧縮）】 東部リレーセンター		【中間処理、埋立等】 島原地域広域市町村圏組合（広域グリーンセンター・最終処分場） 負担金・施設使用料 7,290万5千円		【中間処理（分別・梱包）】 島原リサイクルプラント等 処理委託料 2,388万2千円		
↓		↓		↓		
【処理】 県央県南広域環境組合（県央県南グリーンセンター） 負担金7億2,048万6千円				再資源化		
		【集団回収・拠点回収】 子ども会などの団体 報奨金等 296万4千円		↑		

科目	4款	2項	2目	目名称	塵芥処理費	環境課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	可燃ごみ収集（2回/週） 資源・不燃ごみ収集（2回/月）			可燃ごみ収集（2回/週） 資源・不燃ごみ収集（2回/月）		可燃ごみ収集（2回/週） 資源・不燃ごみ収集（2回/月）

事業名	【継続】 可燃ごみ収集運搬業務委託				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
5,973万8					5,973万8
事業期間	令和元年度～			総事業費	

【事業目的】

島原市行政改革大綱に基づき、市が直営で実施している一般廃棄物収集運搬業務を段階的に民間委託します。

3年目として市内全域の可燃ごみの収集運搬業務を委託します。

【事業概要】

1. 実施計画

- 実施時期：令和元年度から段階的に民間委託開始
- 実施地区：初年度は有明地区を、2年目は三会・安中地区まで拡大し委託済み。3年目に市内全域の可燃ごみに拡大し、4年目には資源・不燃物の民間委託を予定。

2. 民間委託スケジュール

種別	地区	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
可燃ごみ	有明地区	業務委託				平成31年度から委託
	三会・安中地区	委託準備	業務委託			令和2年度から委託
	杉谷・白山地区		委託準備	業務委託		令和3年度から委託
	森岳・霊丘地区		委託準備	業務委託		令和3年度から委託
資源等	資源・不燃物 全地区			委託準備	業務委託	令和4年度から委託

※ 可燃ごみ市内全域収集を委託した場合の経費削減額

H30年度決算とR3年度予算を比較して、おおよそ11,509千円程度の削減を見込む。



科目	4款	2項	2目	目名称	塵芥処理費	環境課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	有明地区（継続） 三会、安中地区（新規）			有明地区（継続） 三会・安中地区（継続） 杉谷・森岳 霊丘・白山 } （新規）		資源・不燃物 収集運搬業務委託（予定）

事業名		【継続】 し尿処理事業				
当初予算額		財源内訳 (単位：千円)				
		国費	県費	地方債	その他 一般財源	
2億2,384万9				8,800万0	991万5 1億2,593万4	
事業期間					総事業費	
【事業目的】 市内の家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を適正に処理し、生活環境並びに自然環境の保全に努めます。						
【事業概要】 前浜クリーン館は、1日に144kℓのし尿・浄化槽汚泥を処理できる能力を持ち、高負荷脱窒素処理方式に高度処理設備を付加した処理方式を採用し、水質、臭気などの公害防止や周辺の環境保全に万全を期した施設です。また、処理過程で発生する汚泥を堆肥化する施設を備え、農地等への還元を図るなど、循環型の施設となっています。						
●主な事業費						
・消耗品費（薬品費など）		32,000千円				
・燃料費（灯油代など）		7,451千円				
・光熱水費（電気料金など）		46,540千円				
・修繕料		5,000千円				
・委託料（運転管理業務委託料など）		43,826千円				
・工事請負費（整備計画に基づく設備改修）		88,000千円				
■搬入量 (単位：m³)						
年 度		令和元年度				
1. し尿		33,416				
2. 浄化槽汚泥		20,005				
3. コミプラ汚泥		289				
合 計		53,710				
■肥料生産及び配布数（15kg/袋）						
年 度		令和元年度				
1. 生産数	袋	15,944				
	kg	239,160				
2. 配布数	袋	16,624				
	kg	249,360				
 前浜クリーン館						
 汚泥発酵肥料「しまばらん恵」 販売価格：90円（15kg/1袋）						
科目	4 款	2 項	3 目	目名称	し尿処理費	環境課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	前浜クリーン館でのし尿・浄化槽汚泥の処理			前浜クリーン館でのし尿・浄化槽汚泥の処理		前浜クリーン館でのし尿・浄化槽汚泥の処理